

平成30年度 第6回 北海道大規模小売店舗立地審議会第1部会 議事録

1 日 時 平成30年10月18日(木) 午前10時00分～午前11時25分

2 場 所 北海道庁別館5階大会議室

3 出席者

(1) 委員及び特別委員

部会長 大平 義隆(北海学園大学経営学部教授)

特別委員 内田 賢悦(北海道大学大学院工学研究院教授)

特別委員 山岡 俊勝(元岩見沢市建設部長)

特別委員 安達 栄次郎(小樽建設協会専務理事・事務局長)

(2) 事務局

石狩振興局産業振興部商工労働観光課長 山 出 均

石狩振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係長 堀 剛 一

石狩振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係専門主任 斎 藤 尚 子

空知総合振興局産業振興部商工労働観光課商工労働係専門主任 木 村 雅 暢

4 傍聴者 なし

5 審議事項

(1) 「江別蔦屋書店」(江別市)に係る法第5条第1項(新設)の届出について

(2) 「ニトリ千歳店」(千歳市)に係る法第5条第1項(新設)の届出について

(3) 「サツドラ千歳店」(千歳市)に係る法第5条第1項(新設)の届出について

(4) 「AOKI 岩見沢店・ツルハドラッグ岩見沢大和2条店」(岩見沢市)に係る法第5条第1項(新設)の届出について

(5) 「岩見沢市5条東6丁目商業施設」(岩見沢市)に係る法第5条第1項(新設)の届出について

6 発言要旨

(1) 事務局から、「江別蔦屋書店」(江別市)に関する届出について、届出の概要説明を行った。

質疑、発言

委員からの質疑、発言なし

(部会長) 意見等がなければ、「江別蔦屋書店」の新設の届出について、市町村意見、指針等を勘案した結果「意見なし」とし、別添答申文案のとおり答申することで良いか。

(全 員) 異議なし

(部会長) 別添「江別蔦屋書店」のとおり答申することに決定する。

(2) 事務局から「ニトリ千歳店」(千歳市)に関する届出について、届出の概要説明及び9月28日に行った事前説明内容の再確認を行った。

## ア 事前説明における確認内容

### ・駐車台数について

駐車場の届出台数の比較として、既存類似店舗では必要駐車台数（指針）に対し届出台数は約1/2となっているが、今回の必要台数「268台」に対し届出台数「81台」と約1/3となっているが、駐車場は足りるのか。

（回答）小売業者の「ニトリ」では大きな家具を取り扱う店舗であり、店舗面積に対し1日に来客する客数が他の物販店舗より極端に低く、指針における「特別の事情」に該当するため、既存類似店舗のデータを用いて必要駐車台数の算出を行っている。

既存店としては、比較的規模が同等で最も近隣の「ニトリ平岡店」、「ニトリ苫小牧店」を選定している。人口密度が約2倍から10倍以上の差があるが、来店台数の算出に際しては安全側の数値を採用する事として、「ニトリ平岡店」の数値を採用し算出した必要駐車台数が、81台となる。

(A：店舗面積当たり日來客数原単位) × (S：店舗面積) × (B：ピーク率) × (C：自動車分担率) ÷ (D：平均乗車人員) × (E：平均駐車時間係数)

$$(344) \times (5.069) \times (0.140) \times (0.986) \div (1.99) \times (0.672) = 81.28 \cdots 81 \text{台}$$

オープン時等は堆積場等の33台分も来客用として使用する予定であるため、114台使用可能となる。

### ・関係行政機関との協議状況について

P87「協議の時期、協議内容、対応方針等」について、北海道警察本部交通部交通規制課からの指導事項で「駐車場の敷地境界は高齢者の誤発進の事故防止や、歩行者の安全確保のため縁石等を設置して欲しい」とあり、「駐車場外周部高さ10cm以上の縁石を設置する」との記載があるが、10cmほどでは簡単に乗り越えてしまいそうだが、それ以外の対応策は考えているのか。

また、実際にはどれ位の高さになるのか。

（回答）駐車場外周部には高齢者の誤発進などによる事故防止のため、平面図に記載のとおり、高さ10cm（高い所では15cm）で直立型の縁石を設置する。

フェンス等を設置すると、除雪作業の妨げとなってしまうため、道内では、2011年以降の店舗より設置は廃止している。

### ・駐車場の入出庫について

P19（図-9交通環境配置図）において、右折入庫、道道へ右折出庫となっているが、具体的な誘導方法はどのように行う予定か。

（回答）P19に示すとおり、出入口No.2（店舗東側、図面下側）は右折入庫となるが、出庫は左折出庫となる。店舗北東側（図面右下側）のT字路交差点では交差点を右折して来店、交差点を右折して退店することとなる。オープン時のチラシに誘導経路の記載や、店舗出口に退店経路を掲示するなどして来退店経路の周知や、オープン時には誘導員により経路を周知する。

出入口No.2から、店舗北東側（図面右下側）のT字路交差点で右折して退店する計画ですが、オープン時等の繁忙時において、万一市道に滞留が生じるようであれば、誘導員により出入口No.1からの退店を促すなどの対応を行い、市道に滞留しないよう配慮する。

## イ 質疑、発言

(委員 A) 届出書 P10「指針に基づく必要駐車台数等の算定」では、「平均駐車時間係数」を「0.9647」で算定しているが、P11の算出根拠では「0.672」としているのはなぜか。

(事務局) 「ニトリ」では大きな家具を取り扱う店舗であり、店舗面積に対し1日に来客する客数が他の物販店舗より極端に低く、指針における「特別の事情」に該当するため、既存類似店舗の「ニトリ平岡店」のデータを用いて算出を行っている。実績データは「0.672」となり、食料品店等よりも滞在時間が短い結果となっている。

(委員 A) 了解。

(部会長) 他に発言はないか。意見等がなければ、「ニトリ千歳店」の新設届出について、市町村意見、指針等を勘案した結果「意見なし」とし、別添答申文案のとおり答申することの良いか。

(全 員) 異議なし

(部会長) 別添「ニトリ千歳店」のとおり答申することに決定する。

(3) 事務局から「サツドラ千歳店」(千歳市)に関する届出について、届出の概要説明を行った。

### 質疑、発言

・委員からの質疑、発言なし

(部会長) 意見等がなければ、「サツドラ千歳店」の新設の届出について、市町村意見、指針等を勘案した結果「意見なし」とし、別添答申文案のとおり答申することの良いか。

(全 員) 異議なし

(部会長) 別添「サツドラ千歳店」のとおり答申することに決定する。

(4) 事務局から「AOKI 岩見沢店・ツルハドラッグ岩見沢大和2条店」(岩見沢市)に関する届出について、届出の概要説明及び9月28日に行った事前説明内容の再確認を行った。

## ア 事前説明における確認内容

・文言整理について下記のとおり修正する。

P26・・・(修正前)バリカ設置→(修正後)バリカー設置

P65・・・①19行目(修正前)バリカ→(修正後)バリカー

②41行目(修正前)東側市道→(修正後)西側市道

P66・・・5行目(修正前)東側市道→(修正後)西側市道

P65 P26

- 入口の一旦停止について（図面を添付）

設計者としましては、入庫車両と場内走行中の車両との安全を確保するために設置したようですが、警察から入庫車両が一旦停止してしまうと後続車両との追突事故が懸念されるので好ましくない（協議議事録のとおりです）との指導があったため、変更した。

質疑、発言

委員からの質疑、発言なし

（部会長） 意見等がなければ、「AOKI 岩見沢店・ツルハドラッグ岩見沢大和2条店」の新設の届出について、市町村意見、指針等を勘案した結果「意見なし」とし、別添答申文案のとおり答申することで良いか。

（全 員） 異議なし

（部会長） 別添「AOKI 岩見沢店・ツルハドラッグ岩見沢大和2条店」のとおり答申することに決定する。

- （5） 事務局から「岩見沢市5条東6丁目商業施設」（岩見沢市）に関する届出について、届出の概要説明及び9月28日に行った事前説明内容の再確認を行った。

ア 事前説明における確認内容

- p2 計画建築物2「未定」について  
携帯電話販売店が入居することのこと。
- p6・p55 ツルハのイトインスペースから出る生ゴミ等の保管方法について  
生ゴミの保管については、保管施設内に冷蔵装置のついた保管箱を設置し管理していく。

質疑、発言

- 委員からの質疑、発言なし

（部会長） 意見等がなければ、「岩見沢市5条東6丁目商業施設」の新設の届出について、市町村意見、指針等を勘案した結果「意見なし」とし、別添答申文案のとおり答申することで良いか。

（全 員） 異議なし

（部会長） 別添「岩見沢市5条東6丁目商業施設」のとおり答申することに決定する。

- （6） 事務局から、次回の開催日程について連絡を行った。  
（現在告示中の案件はあるか、日程については未定。）

## 7 会議資料等

審議会答申文及び審議案件に関する概要は、議事録（概要版）に添付のとおり。